

## 第4 「歩いて楽しいまち」の上位計画・分野別計画等

### 1 上位計画

#### (1) 京都市基本計画(第2次推進プランを含む)

##### ア 計画の概要

基本計画は、2001年(平成13年)1月に策定されました。2010年までの10年間に取り組む主要な政策をまとめたもので、基本構想を具体化するものです。

#### 政策の体系

##### 第1章 安らぎのある暮らし

###### 第1節 すべてのひとがいきいきとくらするまち

- 1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される
- 2 すべてのひとがいきいきと活動する
- 3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ

###### 第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

- 1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす
- 2 子どもを安心して産み育てる
- 3 心身ともに健やかにくらす

###### 第3節 だれもが安心してくらするまち

- 1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる
- 2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする
- 3 日常生活における身近な安全や安心を確保する

###### **4 歩いて楽しいまちをつくる**

##### 第2章 華やぎのあるまち

###### 第1節 魅力あふれるまち

- 1 美しいまちをつくる
- 2 成熟した文化が実現する
- 3 国内外との多彩な交流を行う
- 4 生涯にわたってみずからを磨き高める

###### 第2節 活力あふれるまち

- 1 産業関連都市として独自の産業システムをもつ
- 2 魅力ある観光を創造する
- 3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す
- 4 若者が集い能力を発揮する

- 第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり
  - 1 個性と魅力あるまちづくり
  - 2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり
  - 3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり

### 第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして

- 第1節 情報を市民と共有する
  - 1 市民の目線での市政情報の提供や公開
  - 2 市民との対話による双方向性の確保
  - 3 市民とともに政策を企画・実施・評価していくための情報の共有
- 第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する
  - 1 市民が政策形成に参画できるしくみづくり
  - 2 個性ある政策を形成するための条件整備
- 第3節 市民とともに政策を実施する
  - 1 市民との協働による政策の推進
  - 2 新たな発想・手法を取り入れた行政運営の推進
- 第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす
  - 1 市民とともに行う評価のしくみづくり
  - 2 公共事業の再評価
- 第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める
  - 1 魅力ある地域づくりの拠点としての区役所機能の強化
  - 2 区役所の総合庁舎化
  - 3 新市庁舎の整備

第1章第3節4「歩いて楽しいまちをつくる」の概要は次のとおりです。  
( は、対象地区についての項目。 は、対象地区を含む全市的な項目。)

基本的方向

歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざす。「歩くまち・京都」とは、歴史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち、だれもが歩きたくなるような安全・快適な交通環境が整ったまち、生活目的が身近な地域で歩いて果たせるまち、また、来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちである。

このようなまちをつくるため、美しい町並み景観の形成など歩くまちの魅力を高める取組を進めるとともに、自動車流入の抑制や安全な自転車利用の促進等、のびのびと歩けるための条件を整備し、環境への負担の少ないまちづくりをめざす。

(1) 歩く魅力のあるまちづくり

- ア まちの美化の推進
- イ 歩くまちにふさわしい景観の形成・保全
- ウ まちのバリアフリー化の推進
- エ 観光地や商店街の活性化
- オ 職住共存地区における「歩くまち・京都」の推進

(2) 歩くまちの歩行空間の形成と自転車利用の促進

- ア 緑豊かで安全・快適な歩行空間ネットワークの形成
- イ 自転車利用環境の整備

(3) 歩くまちを支える公共交通の充実

- ア 公共交通輸送サービスの充実
- イ バス輸送サービスの充実
- ウ 鉄道輸送サービスの充実
- エ 公共交通のバリアフリー化・低公害化の推進
- オ 公共交通の利用を促進する運賃・乗車券制度の改善

(4) 歩くまちにふさわしい道路網の整備

(5) 歩くまちをつくる新しい交通政策の推進

(1) オ「職住共存地区における「歩くまち・京都」の推進」の内容

都心部において「職」と「住」が共存してきた中心的な地区である「職住共存地区」を「歩くまち・京都」を実現するための先導的な地区と捉え、居住者や事業者はもとより、来訪者にとっても、まちに親しみがわき、安全・快適で歩くことが楽しくなるようなまちづくりを推進する。

このため、自動車の通行制限や歩道のバリアフリー化など歩行空間の快適性を高め、地域拠点施設の整備など生活を支える諸機能の整備を促すとともに、京町家にみられるような伝統的な知恵と意匠による木造建築物の保全・再生・活用、袋路の協調建替え、共同建替えを促進するなど、子どもから高齢者まで多様な世代が共生できる居住環境の整備に努める。

ウ 【参考】京都市基本計画第2次推進プラン

基本計画に掲げた政策の2年前倒しでの実現と、今日的な社会経済情勢の変化による新たな政策課題に対応することを目的として、2004年（平成16年）7月に策定されました。

計画期間を2004年度（平成16年度）から2008年度（平成20年度）とする、政策項目数171、経費推計約4,800億円の計画となっています。

第1章第3節4「歩いて楽しいまちをつくる」に係る項目は12であり、次のとおりです（ は、対象地区についての項目。 は、対象地区を含む全市的な項目。）

- 87 自然・歴史的な景観保全の推進
- 88 町並み景観の保全・再生・創造の推進
- 89 京町家の保全・再生の促進
- 90 京町家再生賃貸住宅制度の創設・運用
- 91 にぎわいのある御池シンボルロードづくりの推進
- 92 駅等の交通バリアフリー化の推進
- 93 市バス・地下鉄のバリアフリー化の促進
- 94 公共建築物のバリアフリー化の推進
- 95 市バスの利便性向上と利用促進
- 96 軽量軌道公共交通機関（LRT）などの新しい公共交通のあり方の検討
- 97 観光地や都心などにおけるパーク・アンド・ライドなど交通需要管理施策（TDM施策）の推進
- 98 自転車利用環境の整備

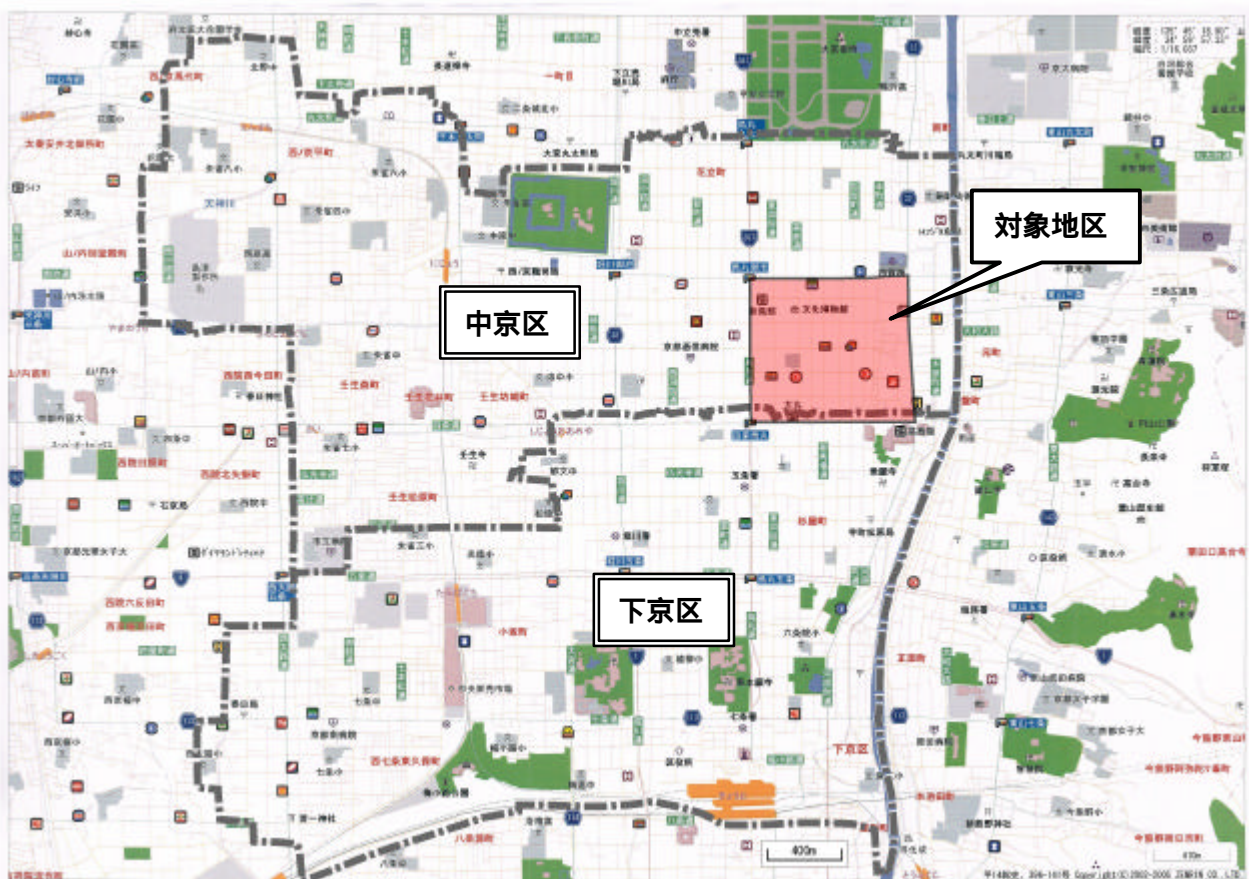
( 2 ) 中京区・下京区基本計画

区の基本計画は、基本構想で提示されている基本的な理念やまちづくりの大きな方向を受け、区の個性に応じて具体化を図っていかうとするものです。

同じく基本構想に基づいて全市的な課題と政策を分野別に体系的に示す基本計画と相互に補完しあう計画です。

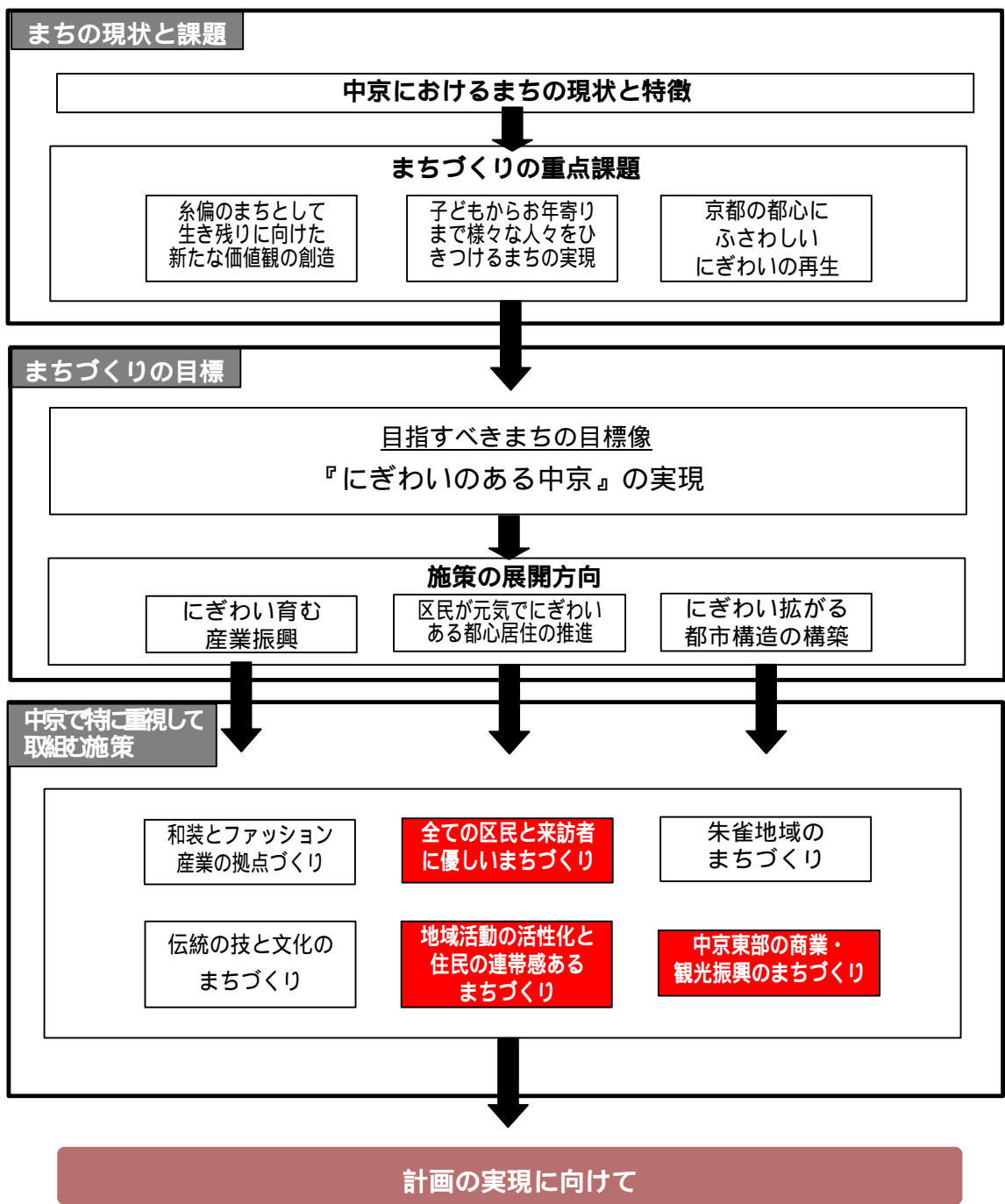
基本的なスタンスを基本構想、基本計画と同じくしながら、各区としての個性を生かした内容や特に重点的に取り組むべき方策についても積極的に提案し、区民、事業者、行政が一体となって進む方向を示すものです。

なお、区の基本計画は、基本計画と同じく、平成 13 年(2001 年)を初年度に平成 22 年(2010 年)を目標とする 10 箇年計画です。



ア 中京区基本計画

計画の概要は次のとおりです。  
 四条通沿道を除く対象地区が、中京区の東南部に位置します。  
 計画における対象地区に関する内容としては、「中京東部の商業・観光振興のまちづくり」をはじめ、「全ての区民と来訪者に優しいまちづくり」、「地域活動の活性化と住民の連帯感あるまちづくり」が、特に重視して取り組む施策とされ、それぞれ 13 ないし 15 の主要事業が掲げられています。



イ 下京区基本計画

計画の概要は次のとおりです。  
対象地区のうち四条通沿道が、下京区の北東部に位置します。  
計画のリーディング・プロジェクト構想図（そのp27～28）では、四条通界限について「中心業務地区」としています。

